

江別市スポーツ協会加盟団体規程

第1条 この規程は、江別市スポーツ協会規約（以下「規約」という。）第5条第2項の規定により加盟団体に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 加盟団体は、同一競技につき全市を統括代表する唯一の団体であり、かつアマチュアスポーツ団体でなければならない。ただし競技の組織化と普及を図るため理事会において、特に認めた団体については、この限りでない。

第3条 加盟団体は、毎年度事業終了後速やかに、その年度の事業報告書及び決算書を、また、年度の始めには事業計画書、役員名簿、構成人員等を記載した書類及び予算書を提出しなければならない。

第4条 加盟団体は、毎年5月末日までに規約第16条第1号に定める負担金を納付しなければならない。

2 前項の負担金の額は、毎年度の予算で定める額とする。

3 一旦納付した負担金は、いかなる理由があっても返還しない。

第5条 加盟団体は、主要役員、規約、その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

第6条 新たに加盟しようとする団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務所所在地
- (3) 役員名簿
- (4) 規約又は会則
- (5) 前年度事業概要
- (6) 当該年度事業概要
- (7) 当該年度予算書

第7条 加盟団体が退脱しようとする場合は、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱会届
- (2) 脱会理由書

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年6月2日から施行する。
- 2 江別市体育協会加盟団体規程（昭和38年5月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。